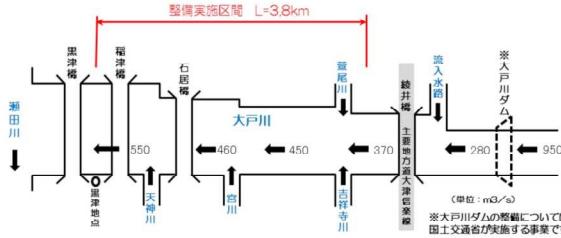
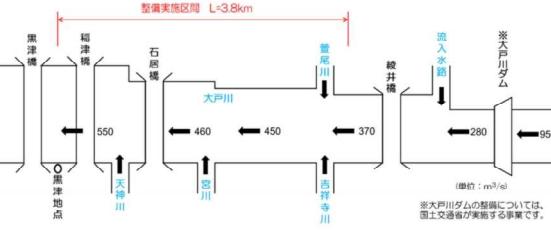
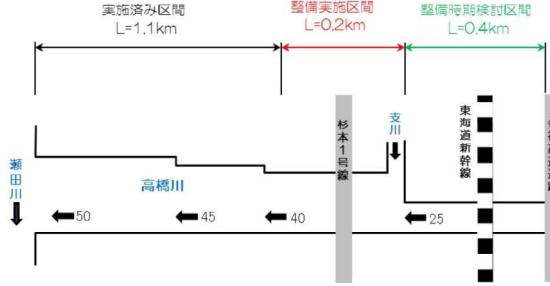
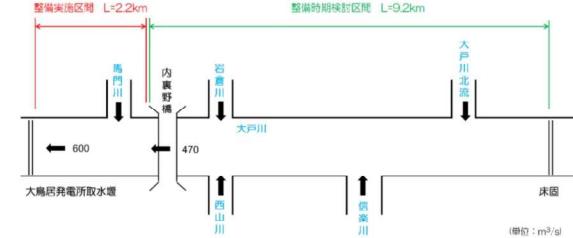


整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）												
<p>2. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>2.1 計画対象期間、計画対象河川</p> <p>河川整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。</p> <p>また、対象とする河川は、直轄管理区間を除き琵琶湖を含む圏域内の全ての一級河川（琵琶湖+42 河川）とします。そのうち大戸川、高橋川は、計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け（滋賀県中長期整備実施河川の検討）の結果を踏まえて設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備実施区間：整備計画期間中に整備を実施する区間 ・ 整備時期検討区間：整備の実施時期を検討する区間 <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け</p> <table border="1" data-bbox="242 763 646 863"> <thead> <tr> <th>河川ランク</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ランク河川</td> <td>大戸川</td> </tr> <tr> <td>B ランク河川</td> <td>高橋川</td> </tr> </tbody> </table> <p>A ランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川</p> <p>B ランク河川：緊急性の観点からは A ランクの次に整備実施を必要とする河川</p> <p>本計画は、平成 23 年度の社会状況・自然環境、及び河道状況等に基づき策定するものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により適宜見直しを行うものとします。</p>	河川ランク	河川名	A ランク河川	大戸川	B ランク河川	高橋川	<p>【更新】令和 4 年 12 月時点の河川数を更新しました。</p> <p>【更新】年度を更新しました。</p>	<p>2. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>2.1 計画対象期間、計画対象河川</p> <p>河川整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。</p> <p>また、対象とする河川は、直轄管理区間を除き琵琶湖を含む圏域内の全ての一級河川（琵琶湖+4244 河川）とします。そのうち大戸川、高橋川は、計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け（滋賀県中長期整備実施河川の検討）の結果を踏まえて設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備実施区間：整備計画期間中に整備を実施する区間 ・ 整備時期検討区間：整備の実施時期を検討する区間 <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け</p> <table border="1" data-bbox="1462 755 1866 859"> <thead> <tr> <th>河川ランク</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ランク河川</td> <td>大戸川</td> </tr> <tr> <td>B ランク河川</td> <td>高橋川</td> </tr> </tbody> </table> <p>A ランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川</p> <p>B ランク河川：緊急性の観点からは A ランクの次に整備実施を必要とする河川</p> <p>本計画は、平成 23 令和 4 年度の社会状況・自然環境、及び河道状況等に基づき策定するものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により適宜見直しを行うものとします。</p>	河川ランク	河川名	A ランク河川	大戸川	B ランク河川	高橋川
河川ランク	河川名													
A ランク河川	大戸川													
B ランク河川	高橋川													
河川ランク	河川名													
A ランク河川	大戸川													
B ランク河川	高橋川													

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>2.2 計画の目標</p> <p>2.2.1 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km² 以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km² 未満の河川は 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。</p> <p>整備は万一はん濫した場合の被害の大きさや改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化等により、求められる治水安全度などを総合的に考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、本川と支川のバランスを考慮の上、計画的に進めています。</p> <p>また、超過洪水が発生した場合でも、人命を守ることを第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針³等との整合を図りながら、はん濫原での被害を最小化するための減災対策を計画的に関係機関と連携して取り組みます。</p>	<p>【変更】「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」について内容を追加しました。</p> <p>【変更】超過洪水について内容を追加しました。</p>	<p>2.2 計画の目標</p> <p>2.2.1 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km² 以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km² 未満の河川は 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。</p> <p>整備は万一氾濫した場合の被害の大きさや改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化等により、求められる治水安全度などを総合的に考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、本川と支川のバランスを考慮の上、計画的に進めています。</p> <p>近年、全国各地で大雨による災害が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されています。このような状況を踏まえ、国土交通省では平成 30 年 4 月に有識者からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、令和元年 10 月には提言が公表されました。また、令和 2 年 7 月には、国の社会资本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや流域治水への転換が示されました。本県では、これらの提言や答申などを踏まえ、令和 4 年 10 月に「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を取りまとめました。本計画における河川整備の目標については、この方針に従うこととします。</p> <p>超過洪水に対しては、人命被害の回避を第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針や滋賀県流域治水の推進に関する条例⁴等との整合を図りながら、避難対策の充実や安全な住まい方への誘導など、氾濫原での被害を最小化するための「しがの流域治水」を関係機関と連携して計画的に取り組んでいます。また、国においても、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、令和 2 年度に河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」へ転換し、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に治水を進めるとしております。整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合において</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>大戸川は、将来計画（河道(550m³/s : 黒津地点)および大戸川ダム⁴⁾との整合を図り、黒津地点で概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるよう段階的に整備を行います。計画高水流量は、黒津地点で 550m³/s とします。</p> <p>高橋川は、周辺の土地利用状況や施工性を考慮し、50 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、瀬田川合流点で 50m³/s とします。</p> <p>なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたって、関係機関などと協議、調整を図り、将来計画に手戻りがないよう実施します。</p> <p>3 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月 策定）</p> <p>流域治水とは、どのような洪水にあっても①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水のことです。（※流域治水基本方針案 P1 より引用）</p> <p>4 大戸川ダムの整備については、国土交通省が実施する事業です。</p>	<p>【変更】大戸川上流区間の整備計画に関する説明を追加しました。</p> <p>【更新】滋賀県流域治水基本方針に関する説明を更新しました。</p>	<p>ても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生する恐れがあるため、流域における雨水貯留対策の強化や水防災に対応したまちづくりとの連携など、国の流域治水の制度も活用することで、「しがの流域治水」をより一層推進していきます。</p> <p>大戸川下流区間は、将来計画（河道(550m³/s : 黒津地点)および大戸川ダム⁵⁾との整合を図り、黒津地点で概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるよう段階的に整備を行います。計画高水流量は、黒津地点で 550m³/s とします。</p> <p>大戸川上流区間は、気候変動後（2°C 上昇時）の状況においても昭和 57 年台風 10 号の洪水を安全に流下させることができるように整備を行います。計画高水流量は、馬門川合流後において 600m³/s とします。</p> <p>高橋川は、周辺の土地利用状況や施工性を考慮し、50 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、瀬田川合流点で 50m³/s とします。</p> <p>なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたって、関係機関などと協議、調整を図り、将来計画に手戻りがないよう実施します。</p> <p>4 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布）</p> <p>流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水のことです。（※流域治水基本方針 P1 より引用）</p> <p>5 大戸川ダムの整備については、国土交通省が実施する事業です。</p>

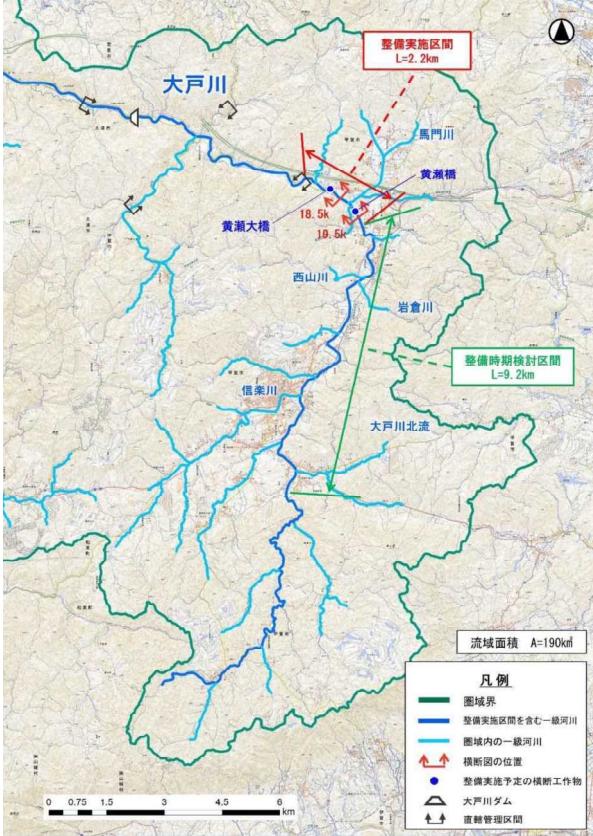
整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
 <p>大戸川の計画流量配分図</p>		<p>●大戸川下流区間</p>  <p>※大戸川ダムの整備については、国土交通省が実施する事業です。</p>
 <p>高橋川の計画流量配分図</p>	<p>【変更】大戸川上流区間の計画流量配分図を追加しました。</p>	<p>●大戸川上流区間</p>  <p>大戸川の計画流量配分図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>圏域内の河川は、密集市街地を流下する河川を除き、農業用水等として広く利用されている他、生物の貴重な生息・生育環境となっています。</p> <p>このため、将来にわたり健全な河川水の利用や生物の生息・生育環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努めます。</p> <p>また、河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。</p> <p>2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>圏域内の河川は豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類等、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な生物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、生物が生息・生育する環境の確保、健全な水循環の確保に努めます。のことから、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有るべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努めます。</p> <p>人々の暮らしにとって、水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、安らぎやうるおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしており、このような周辺環境に十分配慮した河川空間の整備・保全に努めます。</p> <p>河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と県が進める琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」との整合を図るとともに、県が学識経験者等に委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民等の意見・助言を得て進めます。</p>	<p>【更新】最新の情報に更新しました。</p> <p>【変更】「流域治水」に関する説明を追加しました。</p>	<p>2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>圏域内の河川は、密集市街地を流下する河川を除き、農業用水等として広く利用されている他、生物の貴重な生息・生育環境となっています。</p> <p>このため、将来にわたり健全な河川水の利用や生物の生息・生育環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努めます。</p> <p>また、河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。</p> <p>2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>圏域内の河川は豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類等、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な生物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、生物が生息・生育する環境の確保、健全な水循環の確保に努めます。のことから、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有るべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努めます。</p> <p>人々の暮らしにとって、水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、安らぎやうるおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしており、このような周辺環境に十分配慮した河川空間の整備・保全に努めます。</p> <p>河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と滋賀県が進める琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）との整合を図るとともに、滋賀県が学識経験者等に委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民等の意見・助言を得て進めます。</p> <p>また、国が進める「流域治水」では、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラを推進することとしており、本県にお</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）																																					
<p>2.2.4 琵琶湖の保全に関する事項</p> <p>豊かな自然生態系の中で、多様な生物の営みによって、四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖をるべき姿として位置づけ、自然的環境・景観保全対策に取り組むこととしています。</p> <p>2.3 整備実施区間、整備時期検討区間</p> <p>「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、近年において家屋の浸水被害が発生した河川や想定される氾濫原において、宅地・工場など市街化が進展している河川、または地域の幹川として重要な河川のうち、次の河川の区間を“整備実施区間”、“整備時期検討区間”とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備実施区間は、整備計画期間中に整備を実施します。 ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。 <p style="text-align: center;">整備実施区間・整備時期検討区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区間（起点から終点）</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大戸川</td> <td>整備実施区間</td> <td>稻津橋下流(黒津 5 丁目)から荒戸橋下流(上田上新免町)</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高橋川</td> <td>整備実施区間</td> <td>建部大社上流(大津市神領 2 丁目)から高橋川支川合流点(大津市神領 2 丁目)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>整備時期検討区間</td> <td>高橋川支川合流点(大津市神領 2 丁目)から名神高速道路交差地点(大津市神領 2 丁目)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">【変更】大) 川上流区間の整備区間にに関する情報を追加しました。</p>	河川名	区間（起点から終点）		延長 (km)	大戸川	整備実施区間	稻津橋下流(黒津 5 丁目)から荒戸橋下流(上田上新免町)	3.8	高橋川	整備実施区間	建部大社上流(大津市神領 2 丁目)から高橋川支川合流点(大津市神領 2 丁目)	0.2	整備時期検討区間	高橋川支川合流点(大津市神領 2 丁目)から名神高速道路交差地点(大津市神領 2 丁目)	0.4		<p>いても、国や都道府県の事例等も参考にしながら、自然環境と調和した持続可能な滋賀県を実現するグリーンインフラについて、積極的に導入を図ります。</p> <p>2.2.4 琵琶湖の保全に関する事項</p> <p>豊かな自然生態系の中で、多様な生物の営みによって、四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖をるべき姿として位置づけ、自然的環境・景観保全対策に取り組むこととしています。</p> <p>2.3 整備実施区間、整備時期検討区間</p> <p>「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、近年において家屋の浸水被害が発生した河川や想定される氾濫原において、宅地・工場など市街化が進展している河川、または地域の幹川として重要な河川のうち、次の河川の区間を“整備実施区間”、“整備時期検討区間”とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備実施区間は、整備計画期間中に整備を実施します。 ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。 <p style="text-align: center;">整備実施区間・整備時期検討区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区間（起点から終点）</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大戸川</td> <td>整備実施区間</td> <td>稻津橋下流(大津市黒津5丁目)から荒戸橋下流(大津市上田上新免町)</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大戸川</td> <td>整備実施区間</td> <td>大烏居発電所取水堰(甲賀市信楽町黄瀬)から内裏野橋(甲賀市信楽町黄瀬)</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>整備時期検討区間</td> <td>内裏野橋(甲賀市信楽町黄瀬)から床固(甲賀市信楽町神山)</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高橋川</td> <td>整備実施区間</td> <td>建部大社上流(大津市神領2丁目)から高橋川支川合流点(大津市神領2丁目)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>整備時期検討区間</td> <td>高橋川支川合流点(大津市神領2丁目)から名神高速道路交差地点(大津市神領2丁目)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区間（起点から終点）		延長 (km)	大戸川	整備実施区間	稻津橋下流(大津市黒津5丁目)から荒戸橋下流(大津市上田上新免町)	3.8	大戸川	整備実施区間	大烏居発電所取水堰(甲賀市信楽町黄瀬)から内裏野橋(甲賀市信楽町黄瀬)	2.2	整備時期検討区間	内裏野橋(甲賀市信楽町黄瀬)から床固(甲賀市信楽町神山)	9.2	高橋川	整備実施区間	建部大社上流(大津市神領2丁目)から高橋川支川合流点(大津市神領2丁目)	0.2	整備時期検討区間	高橋川支川合流点(大津市神領2丁目)から名神高速道路交差地点(大津市神領2丁目)	0.4
河川名	区間（起点から終点）		延長 (km)																																				
大戸川	整備実施区間	稻津橋下流(黒津 5 丁目)から荒戸橋下流(上田上新免町)	3.8																																				
高橋川	整備実施区間	建部大社上流(大津市神領 2 丁目)から高橋川支川合流点(大津市神領 2 丁目)	0.2																																				
	整備時期検討区間	高橋川支川合流点(大津市神領 2 丁目)から名神高速道路交差地点(大津市神領 2 丁目)	0.4																																				
河川名	区間（起点から終点）		延長 (km)																																				
大戸川	整備実施区間	稻津橋下流(大津市黒津5丁目)から荒戸橋下流(大津市上田上新免町)	3.8																																				
大戸川	整備実施区間	大烏居発電所取水堰(甲賀市信楽町黄瀬)から内裏野橋(甲賀市信楽町黄瀬)	2.2																																				
	整備時期検討区間	内裏野橋(甲賀市信楽町黄瀬)から床固(甲賀市信楽町神山)	9.2																																				
高橋川	整備実施区間	建部大社上流(大津市神領2丁目)から高橋川支川合流点(大津市神領2丁目)	0.2																																				
	整備時期検討区間	高橋川支川合流点(大津市神領2丁目)から名神高速道路交差地点(大津市神領2丁目)	0.4																																				

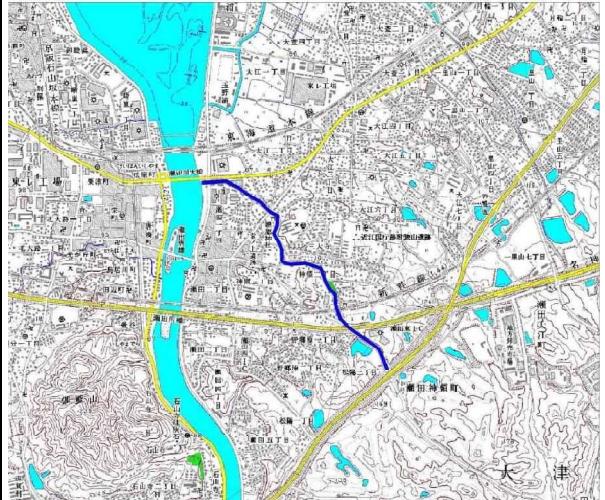
整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大などを実施します。</p> <p>また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。</p> <p>3. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>3.1 河川工事の目的、種類および施工場所</p> <p>河川整備は、「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従いつつ、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項(2.2.2)」および「河川環境の整備と保全に関する事項(2.2.3)」を踏まえて実施します。</p> <p>河川の工事に際しては、河道状況や流域の特性に応じて、自然の營力により、それぞれの川が本来有るべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは、再利用に努めるなど適切に処理します。</p> <p>以下に各河川の概要、平面図、横断図を示します。</p> <p>3.1.1 大戸川</p> <p>大戸川の河川改修では、河床の切り下げや引堤、堤防の嵩上げ等により河積の拡大を行います。また、河床切り下げに伴う護岸工や床止工の改築、橋梁の補強等も行います。その際には、河川の連続性に配慮し、瀬・淵など変化に富んだ河道が維持され、アユ等の魚類をはじめ、多くの生物が生息・生育できるような多様な流れを有する環境の保全・再生に努め、整備を進めて行きます。</p> <p style="color: red;">【変更】大戸川上流区間にに関する説明を追加しました。</p>		<p>なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大などを実施します。</p> <p>また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。</p> <p>3. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>3.1 河川工事の目的、種類および施工場所</p> <p>河川整備は、「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従いつつ、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項(2.2.2)」および「河川環境の整備と保全に関する事項(2.2.3)」を踏まえて実施します。</p> <p>河川の工事に際しては、河道状況や流域の特性に応じて、自然の營力により、それぞれの川が本来有るべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは、再利用に努めるなど適切に処理します。</p> <p>以下に各河川の概要、平面図、横断図を示します。</p> <p>3.1.1 大戸川</p> <p>大戸川の河川改修では、下流区間は河床の切り下げや引堤、堤防の嵩上げ等、上流区間は河床の切り下げや拡幅、堤防の嵩上げ等により河積の拡大を行います。また、河床切り下げに伴う護岸工や床止工の改築、橋梁の補強等も行います。その際には、河川の連続性に配慮し、瀬・淵など変化に富んだ河道が維持され、アユ等の魚類をはじめ、多くの生物が生息・生育できるような多様な流れを有する環境の保全・再生に努め、整備を進めて行きます。</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
 <p>整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）</p> <p>【更新】背景図を更新しました。</p> <p>↑↑ : 横断図の位置</p>		 <p>整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）</p> <p>流域面積 $A=190\text{km}^2$</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備実施区間を含む一級河川 圏域内の一級河川 ↑↑ 横断図の位置 <p>大戸川下流区間平面図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
	<p>【変更】大戸川上流区間の平面図を追加しました。</p>	 <p>The map illustrates the upper reaches of the Oto River (大戸川) and its tributaries: Maibuchi River (馬門川), Nishigawa (西山川), Iwagawa (岩倉川), and Kiso River (信楽川). Key features include the Oto River Dam (Oto Dam) at kilometer 18.5k, the Yellow Tide Bridge (黄瀬橋) at kilometer 10.5k, and the Yellow Tide Large Bridge (黄瀬大橋). A red dashed line indicates the '整備実施区間' (Implementation Implementation Area) from kilometer 2.2km upstream. A green dashed line indicates the '整備時期検討区間' (Implementation Period Examination Area) from kilometer 9.2km upstream. The total流域面積 (Catchment Area) is 190 km². A legend provides symbols for the basin boundary, rivers within the basin, bridge locations, planned cross-cutting works, the Oto Dam, and the basin management area.</p> <p>大戸川上流区間平面図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>●石居橋上流（河口から 2.0km 地点） 【改修前】</p> <p>【改修後】</p> <p>注：築堤・掘削の形状は状況により変更することがあります。</p> <p>●荒戸橋下流（河口から 4.6km 地点） 【改修前】</p> <p>【改修後】</p> <p>注：築堤、護岸の形式・形状は状況により変更することがあります。</p> <p>大戸川横断図</p>	意見内容・データ更新の根拠	<p>●石居橋上流（河口から 2.0km 地点） 【改修前】</p> <p>【改修後】</p> <p>注：築堤・みお筋の保全 注：築堤・掘削の形状は状況により変更することがあります。</p> <p>●荒戸橋下流（河口から 4.6km 地点） 【改修前】</p> <p>【改修後】</p> <p>注：築堤、護岸の形式・形状は状況により変更することがあります。</p> <p>大戸川下流区間横断図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
	<p>【変更】大戸川上流区間の整備計画横断図を追加しました。</p>	<p>●黄瀬大橋上流（河口から 18.5km 地点） 【改修前】</p> <p>【改修後】</p> <p>●黄瀬橋上流（河口から 19.5km 地点） 【改修前】</p> <p>大戸川上流区間横断図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>3.1.2 高橋川</p> <p>高橋川の河川改修では、河道掘削による河積の拡大や河川の平地化（天井川の解消）を行い、治水安全度の向上を図ります。その際には、親水性に配慮するとともに、沿線の土地利用と一体となった整備に努めます。</p>  <p>高橋川平面図</p>	<p>【更新】背景図を更新しました。</p>	<p>3.1.2 高橋川</p> <p>高橋川の河川改修では、河道掘削による河積の拡大や河川の平地化（天井川の解消）を行い、治水安全度の向上を図ります。その際には、親水性に配慮するとともに、沿線の土地利用と一体となった整備に努めます。</p>  <p>高橋川平面図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>●杉本 1 号橋下流（河口から約 1.2km）</p> <p>【改修前】</p> <p>天井川の切り下げ</p> <p>現況ライン</p> <p>切り下げライン</p> <p>川幅3m</p> <p>▽H.W.L.</p> <p>低水路幅1.5m</p> <p>堤防高3m</p> <p>【改修後】</p> <p>みお筋等の創出</p> <p>川幅5m</p> <p>▽H.W.L.</p> <p>低水路幅1.0m</p> <p>堤防高3.8m</p> <p>注：築堤・掘削の形状は状況により 変更することがあります。</p> <p>高橋川横断図</p>		<p>●杉本 1 号橋下流（河口から約 1.2km）</p> <p>【改修前】</p> <p>天井川の切り下げ</p> <p>現況ライン</p> <p>切り下げライン</p> <p>川幅3m</p> <p>▽H.W.L.</p> <p>低水路幅1.5m</p> <p>堤防高3m</p> <p>【改修後】</p> <p>みお筋等の創出</p> <p>川幅5m</p> <p>▽H.W.L.</p> <p>低水路幅1.0m</p> <p>堤防高3.8m</p> <p>注：築堤・掘削の形状は状況により 変更することがあります。</p> <p>高橋川横断図</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所</p> <p>3.2.1 河川の維持の目的</p> <p>圏域内の全ての一級河川（琵琶湖+42 河川）において、洪水による被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民等の連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民等が安心やうるおいを感じ続けることができるよう配慮します。また、生物の生息・生育環境や良好な景観を保全しながら、自然を楽しむことができる河川空間の利用を促進していきます。</p> <p>3.2.2 河川の維持の種類および施工場所</p> <p>圏域内の河川を適切に管理していくため、地域住民との協働のもと、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、生物の生息・生育状況等の河川環境管理に関する基本的事項の実態把握に努め、以下の各項目について必要な対策に努めます。</p> <p>なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るために、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。</p> <p>また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやゴミの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民等が主体的に行う活動に対して、積極的に支援します。</p> <p>さらに、平成 22 年 3 月に策定した「大津土木事務所管内河川維持管理計画(案)」「甲賀土木事務所管内河川維持管理計画(案)」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復させるように努めます。</p>	<p>【更新】令和 4 年 12 月時点の河川数を更新しました。</p> <p>【更新】年度を更新しました。</p>	<p>3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所</p> <p>3.2.1 河川の維持の目的</p> <p>圏域内の琵琶湖を含む全ての一級河川（琵琶湖+4214 河川）において、洪水による被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民等の連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民等が安心やうるおいを感じ続けることができるよう配慮します。また、生物の生息・生育環境や良好な景観を保全しながら、自然を楽しむことができる河川空間の利用を促進していきます。</p> <p>3.2.2 河川の維持の種類および施工場所</p> <p>圏域内の一級河川を適切に管理していくため、地域住民との協働のもと、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、生物の生息・生育状況等の河川環境管理に関する基本的事項の実態把握に努め、以下の各項目について必要な対策に努めます。</p> <p>なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るために、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。</p> <p>また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやゴミの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民等が主体的に行う活動に対して、積極的に支援します。</p> <p>さらに、平成 22 年令和 4 年 3 月に策定した「大津土木事務所管内河川維持管理計画(案)」「甲賀土木事務所管内河川維持管理計画(案)」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復せるように努めます。</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>(河川管理施設の維持管理)</p> <p>圏域内の河川において、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、河川管理施設の点検により施設の老朽化や不具合等を早期に発見して機能の低下防止に努めます。さらに、地域住民組織等との連携のもと、所定の流下能力が確保できるよう、適切な維持管理等に努めます。あわせて、河川巡視を円滑に行うための管理用通路の確保や、背後地の状況を踏まえ、越水対策にも資する堤防幅の確保、堤防天端の舗装なども必要に応じて検討します。</p> <p>また、圏域に現存する河川の築堤区間において、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所、破堤の危険性を認知した箇所等については、基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況等を勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性等に配慮します。</p> <p>(河床の維持管理)</p> <p>圏域内の河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境等にも配慮していきます。</p> <p>掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。</p>		<p>(河川管理施設の維持管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、河川管理施設の点検により施設の老朽化や不具合等を早期に発見して機能の低下防止に努めます。さらに、地域住民組織等との連携のもと、所定の流下能力が確保できるよう、適切な維持管理等に努めます。合わせて、河川巡視を円滑に行うための管理用通路の確保や、背後地の状況を踏まえ、越水対策にも資する堤防幅の確保、堤防天端の舗装なども必要に応じて検討します。</p> <p>また、圏域に現存する河川の築堤区間において、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所、破堤の危険性を認知した箇所等については、基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況等を勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性等に配慮します。</p> <p>(河床の維持管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境等にも配慮していきます。</p> <p>掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>(河川環境の保全)</p> <p>圏域内の河川において、住民が河川に親しみ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また、草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子供達の河川での自然学習を通じてモラルの向上に取り組んでいきます。また、地域住民などが親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。</p> <p>長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることは、その維持に必要不可欠な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくように努めます。</p> <p>一部区間で見られる河道内樹林は、生態系の保全など良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外來種対策の必要が生じた場合については、有識者・地域住民等の意見を参考に伐採などを検討します。</p> <p>(河川占用および許可工作物の設置等への許可・対応)</p> <p>河川の占用および新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用と整合を図りつつ、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で基準を満たしたものと許可します。</p> <p>許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰および橋梁などが設置されており、これら工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理等の実施についての指導・監督を行います。また、河川工事実施の際には、施設の占用者と十分協議し、必要な対策を講じていきます。</p> <p>さらに、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管理の徹底を図ります。</p>	<p>【更新】令和 4 年 12 月時点の内容に更新しました。</p> <p>【変更】「河川空間のオープン化」に関する記述を追加しました。</p>	<p>(河川環境の保全)</p> <p>圏域内の一級河川において、住民が河川に親しみ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また、草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子供達が河川での自然学習を通じて環境について学習し、モラルの向上積極的に環境保全に取り組んでいきます。また、地域住民などが親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。</p> <p>長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることは、その維持に必要不可欠な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくように努めます。</p> <p>一部区間で見られる河道内樹林は、生態系の保全など良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外來種対策の必要が生じた場合については、有識者・地域住民等の意見を参考に伐採などを検討します。</p> <p>(河川占用および許可工作物の設置等への許可・対応)</p> <p>河川の占用および新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用と整合を図りつつ、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で基準を満たしたものと許可します。また、地域の再生や水辺の賑わい創出のため、地域ぐるみでの取り組みとして合意形成された河川敷地の利用計画がある場合は、「河川空間のオープン化」の制度の利用も含め、自治体等関係機関、地域住民、利用者等の意見を十分に聴いて判断するものとします。</p> <p>許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰および橋梁などが設置されており、これら工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理等の実施についての指導・監督を行います。また、河川工事実施の際には、施設の占用者と十分協議し、必要な対策を講じていきます。</p> <p>さらに、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>(流水の管理)</p> <p>圏域内の河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者および地域住民などが協働して取り組みます。また、水源として森林を保全する種々の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進等の家庭・企業および農家への啓発を行い、地域レベルでの水循環の回復を促進します。</p> <p>流域全体で、将来に渡り健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市、利水者と連携して適切な水管理・水利用を図っていきます。</p> <p>3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>3.3.1 河川への流出量の抑制</p> <p>近年、森林の荒廃や、宅地化が進み、洪水時の流量増加が懸念されていることから、琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」に基づき、浸透貯留域が果たす河川への流出量の平準化の働きを高めるため、すでに設けられている農業水利施設や農業用ため池等の保全、整備と適正な管理等の施策を適時適切に進めることにより、施設本来の役割に加え人為の貯留機能の向上を関係機関等と連携して促進し、併せて保水機能の保全や流出抑制の啓発に努めます。</p> <p>また、圏域内の開発行為については、開発区域周辺および下流域に溢水等の被害を生じるおそれがある場合、開発者に対して開発に伴う雨水排水計画基準(案)等により、対策となる工事を行うよう指導します。</p>	<p>【更新】現状を踏まえ内容を更新しました。</p>	<p>(流水の管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者および地域住民などが協働して取り組みます。また、水源として森林を保全する種々の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進等の家庭・企業および農家への啓発を行い、地域レベルでの水循環の回復を促進します。</p> <p>流域全体で、将来に渡り健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市、利水者と連携して適切な水管理・水利用を図っていきます。</p> <p>3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>3.3.1 河川への流出量の抑制</p> <p>近年、森林の荒廃や、宅地化が進み、洪水時の流量増加が懸念されていることから、琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」に基づき、浸透貯留域が果たす河川への流出量の平準化の働きを高めるため、すでに設けられている農業水利施設や農業用ため池等の保全・整備と適正な管理等の施策を適時適切に進めることにより、施設本来の役割に加え人為の貯留機能の向上を関係機関等と連携して促進し、併せて保水機能の保全や流出抑制の啓発に努めます。</p> <p>また、圏域内の開発行為については、開発区域周辺および下流域に溢水等の被害を生じるおそれがある場合、開発者に対して開発に伴う雨水排水計画基準(案)等により、対策となる工事を行うよう指導します。</p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水の貯留および地下浸透に努めます。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に努めることができるよう、関係市町と連携して支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上さ</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>3.3.2 総合的な土砂管理に向けて</p> <p>圏域の河川上流部（田上山地地区と信楽地区の大部分）は花崗岩地帯を形成しており、花崗岩の風化や古くからの森林伐採などと合わせて、上流からの土砂流出に苦しめられる中、砂防えん堤の整備・植林等を進めたことより、近年では土砂流出は抑制されつつあります。</p> <p>しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の河川における課題（土砂の堆積、河岸の洗掘など）の状況に応じて、山地から河道、河口域への連続した土砂移動の把握や、実現可能な対策を、長期的課題として検討します。</p> <p>特に、大戸川では堆積土砂の定点観測を行い、特定の場所で定期的に土砂除去を行うことにより、広範囲の環境改変を伴わない土砂管理を図ります。</p> <p>3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成</p> <p>河川の豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動および学校教育等との連携を図り、河川愛護月間等における行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。 (2) 河川の整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。 (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体などと連携し、地域住民にふれあい、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域に親しまれる川づくりに努めます。 (4) 古くからの川と地域住民との繋がり、川にまつわる地域文化が今 		<p>せ、洪水の急激な流出を緩和し河川・水路への負荷を軽減します。</p> <p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、開発に対する雨水排水計画基準や開発指導要綱を設け、下流河川・水路の流下能力が不足する場合に、開発者に対して流出抑制施設の設置を指導するとともに、開発区域からの流出抑制を適正に図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p> <p>3.3.2 総合的な土砂管理に向けて</p> <p>圏域の河川上流部（田上山地地区と信楽地区の大部分）は花崗岩地帯を形成しており、花崗岩の風化や古くからの森林伐採などと合わせて、上流からの土砂流出に苦しめられる中、砂防えん堤の整備・植林等を進めたことより、近年では土砂流出は抑制されつつあります。</p> <p>しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の河川における課題（土砂の堆積、河岸の洗掘など）の状況に応じて、山地から河道、河口域への連続した土砂移動の把握や、実現可能な対策を、長期的課題として検討します。</p> <p>特に、大戸川では堆積土砂の定点観測を行い、特定の場所で定期的に土砂除去を行うことにより、広範囲の環境改変を伴わない土砂管理を図ります。</p> <p>3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成</p> <p>河川の豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動および学校教育等との連携を図り、河川愛護月間等における行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。 (2) 河川の整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。 (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体などと連携し、地域住民などにふれあい、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域に親しまれる川づくりに努めます。 (4) 古くからの川と地域住民との繋がり、川にまつわる地域文化が今

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>後も継承されるよう協力していきます。</p> <p>(5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。</p> <p>(6) 上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。</p> <p>3.3.4 水量・水質等の把握</p> <p>河川の適正な流水管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質等の把握に努めます。また、この際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、より広範なデータの収集に努めます。</p> <p>4. 超過洪水等の被害を最小化するために必要な事項</p> <p>4.1 平常時における関係機関の連携</p> <p>河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局等）、関係市等と連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。</p> <p>4.2 洪水時の連携の強化</p> <p>洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組みます。</p> <p>「平常時の備え」については、雨量観測所、水位観測所を集中管理して雨量・水位などの情報を伝達し、さらに市に対し雨量や水位が危険水準に達した時に自動的にオンライン伝達する「滋賀県土木防災情報システム」を整備しています。また、ホームページや「しらしが」（しらせる滋賀情報サービス）、地上デジタルテレビ放送（NHK、びわ湖放送）による河川水位情報などによりリアルタイムで防災情報などを住民に提供できるよう整備しています。今後、10 分観測情報の配信やこれにかかるテレメータ高速化を順次整備し、CCTV カメラについても配信できるようにするとともに、情報発信について「より早く」「より分かりやすく」「より確実に」するための整備を行い、河川の管理水準向上を目的としたリアルタイムシミュレーションを目指します。</p>	<p>【更新】情報発信の内容について更新しました。</p>	<p>後も継承されるよう協力していきます。</p> <p>(5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。</p> <p>(6) 上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。</p> <p>3.3.4 水量・水質等の把握</p> <p>河川の適正な流水管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質等の把握に努めます。また、この際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、より広範なデータの収集に努めます。</p> <p>4. 超過洪水等の被害を最小化するために必要な事項</p> <p>4.1 平常時における関係機関の連携</p> <p>河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局等）、関係市等と連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。</p> <p>4.2 洪水時の連携の強化</p> <p>洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組みます。</p> <p>「平常時の備え」については、雨量観測所、水位観測所を集中管理して雨量・水位などの情報を伝達し、さらに市に対し雨量や水位が危険水準に達した時に自動的にオンライン伝達する「滋賀県土木防災情報システム」を整備しています。また、ホームページや「しらしが」（しらせる滋賀情報サービス）、地上デジタルテレビ放送（NHK、びわ湖放送）による河川水位情報などによりリアルタイムで防災情報などを住民に提供できるよう整備しています。今後、10 分観測情報の配信やこれにかかるテレメータ高速化を順次整備し、CCTV カメラについても配信できるようにするとともに、情報発信について「より早く」「より分かりやすく」「より確実に」するための整備を行い、河川の管理水準向上を目的としたリアルタイムシミュレーションを目指します。雨量観測所および水位観測所、河川防災カメラで観測した雨</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>「緊急時の体制」については、彦根地方気象台などから水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものとします。水防体制下では降雨状況、河川水位などの監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況などから河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認などで情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市や機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます</p> <p>4.3 水防、避難体制の強化</p> <p>毎年出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域などを圏域内の市と共に見直すとともに、水衝部などはん濫の危険性の高い地点を重点的に、市と合同によるパトロールを行います。設置している水防倉庫には水防活動に必要な資器材を備蓄し、常に点検確認を行い、必要量を確保します。</p> <p>大戸川については、万一はん濫などが生じた場合でも、被害をできるだけ少なくするため、事前に地域住民の方に対して河川のはん濫などに関する情報を提供するソフト面での対策として、大戸川の浸水想定区域図を公表（平成 22 年 10 月 13 日）しました。今後は洪水予報河川に指定し、洪水予報が行えるよう検討を進めます。</p> <p>また、避難場所・危険箇所などを明示した洪水ハザードマップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。あわせて、降雨・水位情報、過去の水害状況などの提供を通じて、避難行動開始の判断などを支援します。</p> <p>4.4 水害に強いまちづくり</p>	<p>【更新】大戸川洪水浸水想定区域図について内容を更新しました。</p>	<p>量や水位、河川のカメラ画像などの防災情報を「滋賀県土木防災情報システム」を用いて、関係市や機関、地域住民などに提供しています。今後、これらの防災情報を安定的に提供するため、設備の適切な維持管理に努めます。</p> <p>「緊急時の体制」については、彦根地方気象台などから水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものとします。水防体制下では降雨状況、河川水位などの監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況などから河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認などで情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市や機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます</p> <p>4.3 水防、避難体制の強化</p> <p>毎年出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域などを圏域内の市と共に見直すとともに、水衝部など氾濫の危険性の高い地点を重点的に、市と合同によるパトロールを行います。設置している水防倉庫には水防活動に必要な資器材を備蓄し、常に点検確認を行い、必要量を確保します。</p> <p>大戸川については、万一氾濫などが生じた場合でも、被害をできるだけ少なくするため、事前に地域住民の方に対して河川の氾濫などに関する情報を提供するソフト面での対策として、大戸川の浸水想定区域図を公表（平成 22 年 10 月 13 日）しました。今後は洪水予報河川に指定し、洪水予報が行えるよう検討を進めます。平成 31 年 3 月には「河川整備の目標とする降雨」と「想定し得る最大規模の降雨」を対象にした大戸川洪水浸水想定区域図を公表しました。</p> <p>また、市が実施する避難場所・危険箇所などを明示したハザードマップ・防災マップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。あわせて、降雨・水位情報、過去の水害状況などの提供を通じて、避難行動開始の判断などを支援します。</p> <p>4.4 水害に強いまちづくり</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>本圏域には、超過洪水が生じた場合に、将来にわたり壊滅的な被害が想定されるはん濫原があります。たとえば、高橋川のはん濫原では、国道 1 号、県道近江八幡大津線などの交通幹線、住宅地や工場が集積しています。また、大戸川では出上盆地の区間では流入支川を含めて天井川の様相を呈し、ひとたびはん濫すると大きな洪水被害が生じる恐れがあります。</p> <p>人的被害や生活再建が困難となる深刻な資産被害が想定される地域においては、土地利用の動向等を勘案して、関係機関との連携・協働により、水害リスクの周知に努めます。また、水害に備えた土地利用、宅地嵩上げや建築物の耐水化などによる安全な住まい方への誘導、浸水時の交通規制・避難誘導等を検討します。</p> <p>(1) 既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所 確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民および関係市の合意のもと要請がある場合に、既設道路等を活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げ等により浸水を回避するための対策の実施を検討します。</p> <p>(2) 市街化が進行していない箇所 深刻な資産被害が想定される区域の市街化をできるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制を検討します。</p> <h4>4.5 地域防災力の向上</h4> <p>過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へ継承するよう努めます。また、本整備計画に基づく河川改修により「全ての水害がなくなる訳ではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネット等を活用して、圏域内のはん濫特性を示す浸水想定区域図や地先の安全度マップ⁵（浸水深、流体力、被害発生確率など）や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。</p> <p>また、「滋賀県水防訓練」や県および市の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。県と市の間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。</p>		<p>本圏域には、超過洪水が生じた場合に、将来にわたり壊滅的な被害が想定される氾濫原があります。たとえば、高橋川の氾濫原では、国道 1 号、県道近江八幡大津線などの交通幹線、住宅地や工場が集積しています。また、大戸川では出上盆地の区間では流入支川を含めて天井川の様相を呈し、ひとたび氾濫すると大きな洪水被害が生じる恐れがあります。</p> <p>人的被害や生活再建が困難となる深刻な資産被害が想定される地域においては、土地利用の動向等を勘案して、関係機関との連携・協働により、水害リスクの周知に努めます。また、水害に備えた土地利用、宅地嵩上げや建築物の耐水化などによる安全な住まい方への誘導、浸水時の交通規制・避難誘導等を検討します。</p> <p>(1) 既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所 確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民および関係市の合意のもと要請がある場合に、既設道路等を活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げ等により浸水を回避するための対策の実施を検討します。</p> <p>(2) 市街化が進行していない箇所 深刻な資産被害が想定される区域の市街化をできるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制を検討します。</p> <h4>4.5 地域防災力の向上</h4> <p>過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へ継承するよう努めます。また、本整備計画に基づく河川改修により「全ての水害がなくなるわけではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネット等を活用して、圏域内の氾濫特性を示す浸水想定区域図や地先の安全度マップ⁶（浸水深、流体力、被害発生確率など）や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。</p> <p>また、「水防訓練」や県および市の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。県と市の間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。</p>

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）								
<p>4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全</p> <p>大戸川、高橋川をはじめとする圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、下流リスクとの関係等から築堤が制限されたり平地河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、被害を極力経減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林、霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。</p> <p>なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。</p> <p>5 地先の安全度マップ</p> <p>河川だけでなく身近な水路のはん濫などを想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を示す図面のこと。</p> <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における T ランク河川</p> <table border="1" data-bbox="332 759 624 827"> <thead> <tr> <th data-bbox="332 759 451 827">河川ランク</th> <th data-bbox="451 759 624 827">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="332 795 451 827">T ランク</td> <td data-bbox="451 795 624 827">大戸川・高橋川</td> </tr> </tbody> </table> <p>T ランク河川：堤防の質的強化やはんらん流制御を図る河川</p>	河川ランク	河川名	T ランク	大戸川・高橋川		<p>4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全</p> <p>大戸川、高橋川をはじめとする圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、下流リスクとの関係等から築堤が制限されたり平地河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、被害を極力経減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林、霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。</p> <p>なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。</p> <p>6 地先の安全度マップ</p> <p>河川だけでなく身近な水路の氾濫などを想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を示す図面のこと。</p> <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における T ランク河川</p> <table border="1" data-bbox="1574 759 1866 827"> <thead> <tr> <th data-bbox="1574 759 1693 827">河川ランク</th> <th data-bbox="1693 759 1866 827">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1574 795 1693 827">T ランク</td> <td data-bbox="1693 795 1866 827">大戸川・高橋川</td> </tr> </tbody> </table> <p>T ランク河川：堤防の質的強化やはんらん氾濫流制御を図る河川</p>	河川ランク	河川名	T ランク	大戸川・高橋川
河川ランク	河川名									
T ランク	大戸川・高橋川									
河川ランク	河川名									
T ランク	大戸川・高橋川									

整備計画本文 平成 25 年 3 月時点（意見反映前）	意見内容・データ更新の根拠	整備計画本文 令和 5 年 1 月時点（意見反映後）
<p>5. 付則資料 信楽・大津圏域圏域位置図（対象河川及び整備区間）</p> <p>【更新】図を更新しました。</p> <p>5. 付則資料 信楽・大津圏域圏域位置図（対象河川及び整備区間）</p>		